

錦帯橋周辺施設キャッシュレス化業務仕様書

1 業務名

錦帯橋周辺施設キャッシュレス化業務

2 調達目的

年間約 60 万人の入橋者を誇り、世界文化遺産登録を目指している県内有数の観光対象である錦帯橋をはじめ、岩国城ロープウエー、岩国城、岩国シロヘビの館にキャッシュレス端末を設置し、キャッシュレス決済手段を拡充し、利用者の利便性を向上させる。また、入橋料等の収納手続に要する時間を短縮し、利用者の窓口滞在時間を削減し、窓口付近における混雑解消を行う。加えて、端末において多言語対応を可能とし、外国人観光客の対応に要する時間を短縮する。

3 納入期限

令和 9 年 1 月 31 日

※令和 9 年 2 月 1 日からの運用開始を想定。詳細は、本市と協議により決定する。

4 納入場所

No.	施設名称	場所	キャッシュレス対応 POS レジ (キャッシュドローワー付き)	キャッシュレス対応券売機		参考 令和 6 年度 総利用者数 (徴収金額実績)
				千円紙幣対応	キャッシュレス専用	
1	錦帯橋岩国側料金所	岩国市岩国一丁目	2 台	/	/	562,474 人 (159,490,443 円)
2	錦帯橋横山側料金所	岩国市横山二丁目	1 台	/	/	
3	岩国城ロープウエー (山麓駅)	岩国市横山二丁目 6-51	1 台	1 台	1 台	395,902 人 (92,406,590 円)
4	岩国城	岩国市横山三丁目	1 台	/	/	174,368 人 (40,660,790 円)
5	岩国シロヘビの館	岩国市横山二丁目 6-52	1 台	1 台	1 台	157,207 人 (25,775,610 円)

5 納入機器

(1) 共通事項

- ① 本市が想定する機能要件は、本仕様書のとおりとするが、同等の機能を有するものであれば、本仕様書のとおりでなくても構わない。なお、いずれの場合にも具体的な機器構成と機能については、本仕様書を参考にして、購入者の使いやすさと窓

口の効率的な運営及び職員の事務負担軽減を重視したものとなるように、企画提案書により提案すること。

- ② 納入機器は新品未使用であること。
- ③ 納入及び運用に必要な機器及び付属品を調達すること。
- ④ 本キャッシュレス機器に必要な通信回線の敷設費用および通信回線の利用料については、本市の負担とする。

岩国城については、物理的な通信回線（固定回線）の敷設が困難であるため、LTE回線等の無線回線を想定しており、通信機器の調達及び通信回線の利用料は、本市が負担する。本キャッシュレス機器に最適な当該LTE等の無線回線の種類、契約形態、通信容量、機器構成などについては、別途提案すること。

(2) キャッシュレス対応 POS レジ

・タブレットタイプは不可とする。

① POSレジ用タッチパネル対応端末

・キャッシュレス決済端末とデータ連携が可能であること。

② POSレジアプリケーション

・POSレジ用タッチパネル対応端末に適合し、動作保証されていること。

・現金決済及びキャッシュレス決済の双方に対応すること。

・POSシステム機能、各種集計機能及びデータの蓄積機能を有すること。

・収納状況が記録できる電子ジャーナルの機能が備わっていること。

・キャッシュレス決済端末と連動し、複数回の金額入力が不要であること。

・決済時に領収書、キャッシュレス決済時に利用明細書（以下合わせて「レシート」という。）が発行されること。

・発行されるレシートは、インボイス制度（適格請求書等保存方式）に対応していること。

・取り扱う収納金の区分設定、文言の追加、削除が容易にできること。

・POSレジデータの一元管理が可能であること。また、決済日時、収納金名、金額、決済種別、決済ブランド等の区分別に集計することができ、CSV形式などのデータ出力機能があること。

・決済誤り等の発生時に、取消及び返金処理が容易に行えること。

・1営業日内において、レジ締め回数に制限がないこと。

・POSレジデータは、受注者の管理する国内データセンターのクラウドサーバーに保管されること。

・ジャーナルデータは7年間分保管が可能であること。

・通信障害、システム障害等によるオフライン時にも、レジ処理が可能であること。
この場合の会計データは、レジ端末内に一時保管し、障害復旧後にクラウドにデータ送信が自動で行えるなど、障害に対応する機能を有すること。

③ レシートプリンター

・現金決済、キャッシュレス決済にかかわらず、レシートの発行が可能であること。

- ・レシートには任意の文字、券の種類等の印字が可能であり、容易に設定変更できること。

- ・レシート用紙の交換補充等が容易で、随時可能であること。

- ・オートカット機能を有すること。

- ・納品時に、レジ1台につきレシート用紙5個を付属すること。

④ カスタマーディスプレイ

- ・金額等を表示できる機能を有すること。

⑤ キャッシュドロワー

- ・紙幣4種（万・五千・二千・千）を仕分けて収納できること。

- ・硬貨6種（500・100・50・10・5・1）を仕分けて収納できること。

- ・ドロワーのロックキーを付属すること。

- ・会計時に自動でドロワーが開く機能を有すること。

- ・手動でドロワーを開く機能を有すること。

⑥ キャッシュレス決済端末

- ・POSレジと連動する機能を有すること。

- ・PCI DSSの最新の基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であること。

- ・認証時等におけるカード情報や決済情報の通信は、暗号化される仕組みとすること。

- ・提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。

- ・カード決済承認番号が即時取得可能であること。

- ・キャッシュレス決済時にレシートを発行する機能を有すること。ただし、③のレシートプリンタで兼ねることも可とする。

- ・レシート用紙の交換補充等が容易で、随時可能であること。

- ・金額の入力間違い等による訂正処理が、連動しているPOSレジにて容易に行えること。

(3) キャッシュレス対応券売機

- ・券売機は次の2種類を設置し、同一の操作画面構成とすること。

(ア) 現金及びキャッシュレス決済対応券売機

(イ) キャッシュレス専用券売機

① タッチパネル対応券売機

- ・タッチパネル方式であること。また、タッチパネル画面において、レイアウト・遷移に自由度があること。

② 発券機能

- ・入場券の発券に当たっては、券種、日付、時間、有効期限、価格、連続番号、発行者が印刷でき、その他任意に設定可能なこと。また、複数枚発行できること。

- ・チケットロール紙切れの場合、係員に知らせる機能を有すること。

- ・納品時に、券売機1台につきチケットロール紙5個を付属すること。

- ・5カ国語（日本語、英語、中国語（簡体、繁体）韓国語）以上の多言語表示対応が可能なこと。
- ・購入者が、求める入場券の内容（種類・枚数）と金額（預り金・支払金・釣銭）が接客画面上で確認できること。
- ・券種については、各施設において本仕様書7指定納付受託者の(15)に示す指定納付受託業務の対象となる収納金の区分に対応可能であること。

③ 釣銭管理

- ・汚濁硬貨、破損紙幣等の機械が認識できない硬貨・紙幣を受入れないリバース機能を備えていること。また、認識できない硬貨が複数枚投入された場合でも排出される機能を備えていること。
- ・釣銭放出時には、利用者による取り忘れを防止するための警告音を鳴動させること。
- ・釣銭切れ等の継続販売可能な障害の発生時について本体等に警告音が鳴り、警告内容を表示すること。また、購入者側ディスプレイには障害の内容が分かりやすく表示されること。
- ・硬貨還流式であること。

④ 障害発生時対応

- ・機械トラブル等の継続販売不可能な障害の発生時について自動券売機端末本体に警告音が鳴り、警告内容の表示やランプ等が点灯すること。また、購入者側のディスプレイに「販売中止」等の表示がされること。
- ・端末本体の前面もしくは背面管理側に、障害内容が表示されること。

⑤ 金種等

- ・1,000円（新・旧）紙幣及び、500円（新・旧）、100円、50円、10円の硬貨が使用できること。
- ・1,000円札投入時、取消ボタン使用の場合は1,000円札を返却できること。
- ・決済誤り等に対して現場でスムーズに取り消し等の対応が可能であること。

6 キャッシュレス決済

- (1) 決済ブランドは、各施設の窓口で次のものが利用できること。その他のブランドについては、提案によるものとする。

① クレジットカード

「VISA」「Mastercard」「JCB」「AMERICAN EXPRESS」

② 電子マネー

「QUICPay」「楽天Edy」「iD」「nanaco」「WAON」「交通系IC9種類」

③ コード決済

「PayPay」「楽天Pay」「d払い」「auPAY」

- (2) 上記①～③の決済手段による収納金の納付に当たり、収納代行業者との連携が必要となる場合、当該収納代行業者を指名すること。ただし、指名可能な事業者は1

社に限るものとする。

なお、コンソーシアム方式の場合、構成事業者を収納代行事業者に指名することとして差し支えない。

- (3) 決済方法及び決済ブランドの追加、変更等が対応可能であること。
- (4) 紛失カード又は盗難カードの不正利用に対し、十分な防止対策をとっていること。
- (5) 利用者に対して、キャッシュレス決済による納付が可能であることを案内するため、取り扱う決済ブランドのロゴマーク等の掲示物を無償で提供すること。
- (6) 決済誤り等に対して現場でスムーズに取り消し等の対応が可能であること。
- (7) 岩国城について、有線通信環境が整備されていないため、クレジットカード決済等のキャッシュレス決済については、モバイル回線等を利用した通信方式を基本とする。なお、通信環境の整備方法及び費用については提案事項とする。

7 指定納付受託者

- (1) 受注者又は受注者により指名された収納代行事業者は、キャッシュレス決済による納付を行った利用者に代わって当該歳入を本市に納付するため、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）による改正後の地方自治法第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者として、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の5で定める手続きに基づき、本市が指定する。
- (2) 指定納付受託者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第157条の2に定める要件に該当する者でなければならない。
- (3) 指定納付受託者から本市への納付事務の取扱いについては、別途契約を締結する。
- (4) 利用者の選択する決済回数は、1回払いのみとすること。
- (5) 指定納付受託者は、全ての決済ブランドを一元的に取りまとめること。
- (6) 決済手数料の料率は提案によるものとし、一括、個別を問わない。
- (7) 収納金は、毎月末日を締め日として集計し、翌月末日（土日祝日の場合は前営業日）までに本市が指定する口座に納付すること。
- (8) 指定納付受託者から本市への納付方法は、立替払いとし、一括で納付すること。
- (9) 収納金を納付する際の手数料は、指定納付受託者の負担とすること。
- (10) 収納情報データを蓄積し、その内訳を随時、Web上で確認でき、CSV形式等で必要な情報（店舗名、取引日時、取引金額、支払方法、その他）をダウンロードできること。
- (11) 月ごとの収納金の内訳明細及び決済手数料の明細を入金予定日の5営業日前までに本市に通知又は他の方法で確認できるようにすること。また、明細は、納入場所ごとの内訳が確認できるようにすること。
- (12) 本市が払う決済手数料は、収納金の額に指定納付受託者との間で締結する契約で定める手数料率を乗じた金額とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てることとする。
- (13) 決済手数料の支払いは、収納金額から決済手数料を相殺することなく、月ごとに指定納付受託者からの請求書に基づき、本市から指定納付受託者に適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に一括で支払うものとする。

(14) 各決済ブランドの利用について、必要な登録手続を代行すること。

(15) 指定納付受託業務の対象となる収納金は、次のとおりとする。

No.	区分	金額 (円)	関係施設
1	大人入橋券	500	錦帯橋
2	小人入橋券	250	錦帯橋
3	減額大人入橋券	250	錦帯橋
4	減額小人入橋券	120	錦帯橋
5	団体大人入橋券	450	錦帯橋
6	団体小人入橋券	200	錦帯橋
7	大人セット券	1,550	錦帯橋、岩国城ロープウエー
8	小人セット券	700	錦帯橋、岩国城ロープウエー
9	減額大人セット券	870	錦帯橋、岩国城ロープウエー
10	減額小人セット券	420	錦帯橋、岩国城ロープウエー
11	大人片道	500	岩国城ロープウエー
12	大人往復	900	岩国城ロープウエー
13	小人片道	250	岩国城ロープウエー
14	小人往復	400	岩国城ロープウエー
15	大人片道障害	250	岩国城ロープウエー
16	大人往復障害	450	岩国城ロープウエー
17	小人片道障害	120	岩国城ロープウエー
18	小人往復障害	200	岩国城ロープウエー
19	大人片道団体	450	岩国城ロープウエー
20	大人往復団体	800	岩国城ロープウエー
21	小人片道団体	200	岩国城ロープウエー
22	小人往復団体	350	岩国城ロープウエー
23	大人	350	岩国城、岩国城ロープウエー
24	小人	200	岩国城、岩国城ロープウエー
25	大人障害	170	岩国城、岩国城ロープウエー
26	小人障害	100	岩国城、岩国城ロープウエー
27	大人団体	300	岩国城、岩国城ロープウエー
28	小人団体	150	岩国城、岩国城ロープウエー
29	大人	200	岩国シロヘビの館
30	小人	100	岩国シロヘビの館
31	大人障害	100	岩国シロヘビの館
32	小人障害	50	岩国シロヘビの館
33	大人団体	160	岩国シロヘビの館
34	小人団体	80	岩国シロヘビの館
35	大人セット券提示	160	岩国シロヘビの館

36	小人セット券提示	80	岩国シロヘビの館
----	----------	----	----------

8 セットアップ・研修・マニュアル等

- (1) POSレジ及びキャッシュレス決済端末のセットアップ、関連する機器との接続及び動作確認を行った上で引き渡すこと。
- (2) 納品日時は、観光地であることを考慮し、本市と協議の上決定すること。
- (3) 機器の納入に当たっては、転倒防止対策等、安全面に十分に配慮すること。
- (4) 取り扱う収納金の区分設定は、事前に本市を確認を行った上で、機器ごとに行うこと。
- (5) 運用開始前に機器を利用した操作研修を実施すること。
- (6) 機器ごとに取扱マニュアルを作成すること。
- (7) 納入機器の障害発生時に想定される不具合の対処方法がわかりやすく記載したトラブル対応マニュアルを機器ごとに作成すること。
- (8) 作成する全てのマニュアルは、紙及び電子データで本市へ納品すること。

9 納入機器等の保守

- (1) 物品納入後、納入場所ごとに順次運用を開始する場合があるが、令和9年1月31日までの保守は無償とする。
- (2) 令和8年度2月以降に受注者と締結する保守契約の基本事項は、次のとおりとする。
 - ① 納入場所の開設時間中は、常時保守体制をとること。ただし、岩国城ロープウェー及び岩国城においては元旦の臨時営業時間帯（1月1日6時30分から17時00分）での保守対応については、保守事業者より対応の可否、対応方法、追加費用等について提案すること。
 - ② 納入機器の障害や操作方法等に関する問い合わせ窓口を設置すること。ただし、各種トラブルにより問い合わせ窓口が分かれる場合は、問い合わせ先をマニュアル等で明確に示すこと。
 - ③ 納入機器の障害発生時の標準的な復旧時間等をあらかじめ提示し、業務への影響が最小限になるよう迅速に対応すること。
 - ④ 納入機器の障害発生時等、保守作業が必要となった場合は、直ちに実施日時、作業手順等を取り決め、迅速に実施すること。
 - ⑤ 作成した全てのマニュアルについて変更が生じた際は、新たなマニュアルを作成し提供すること。

10 その他

- (1) スケジュール、各種設定内容、操作研修等については、本市と協議の上、決定すること。
- (2) 本仕様書に定める内容及びスケジュールを踏まえ、確実かつ円滑に実施できる体制を整備すること。

- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、本市と受注者で協議の上決定すること。